

# アスベスト除去工事に関する指導指針及び同解説

平成 18 年 4 月 1 日

平成 18 年 10 月 1 日改正

平成 26 年 6 月 1 日改正

大気水質課

## 目次

## ページ

アスベスト除去工事に関する指導指針	……………	1
アスベスト除去工事に関する指導指針の解説	……………	4

## アスベスト除去工事に関する指導指針

### 1 趣旨

アスベスト除去工事(以下「除去工事」という。)の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守徹底を図るため、国のマニュアル類の補完として、事業者が遵守すべき事項等を定める。

### 2 対象

この指針による指導の対象となる事業者は、大気汚染防止法第 18 条の 15 第1項第2号の特定工事を施工する者とする。

なお、特定工事を施工する者と届出者が異なる場合は、この指針で規定する事項の遵守に当たり必要な協力が得られるよう届出者にこの指針を説明すること。

### 3 遵守事項

#### (1) 事前調査

ア 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の事前調査に当たっては、建築士又はアスベストを含む建材の除去工事を熟知している者が当たること。

イ 建築物等のアスベスト使用箇所の調査に当たっては、設計図面や現地調査をもとに、天井や床面、壁等における貫通部分や隙間、外部への開口部等の状況、内装材の施工状況や内部の堆積物の状況等を把握すること。

ウ 除去工事が行われる敷地の周辺住民等の状況を把握すること。

#### (2) 除去工事の管理体制

作業基準の遵守徹底や環境調査等の実施、緊急時の対応、周辺住民等への周知等を行うため、必要な体制を整備すること。

#### (3) 作業基準の遵守徹底のための対応

ア 除去工事の掲示板については、除去工事におけるアスベストの除去作業(以下「除去の作業」という。)を開始する概ね1週間前までに、周辺住民等に対して見やすい場所に設置すること。

イ 除去工事の実施に当たっては、作業主任者が準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において作業基準が常に遵守されているか点検し、点検結果を記録すること。

ウ 作業基準の遵守状況の点検を行う事項としては、隔離養生の不具合の発生の有無、集じん・排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等を基本とすること。

エ アスベストの付着のおそれがある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講じること。

オ 作業基準に不適合な状況が認められた場合には、直ちに補修や点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、対応措置等について記録すること。

カ 除去の作業が2日以上となる場合は、除去の作業の終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内のアスベストが外部へ飛散しないよう、必要な対策を講じること。

#### (4) 隔離養生の適合性確認

隔離養生が完了して除去の作業を開始する際には、地域県政総合センター環境部による作業基準への適合状況について確認を受けること。

(5) 周辺住民等への周知

除去の作業を開始する概ね1週間前までに、周辺住民や地元市町村等に対し、工事内容やスケジュール等を周知すること。

(6) 環境調査等

ア 環境調査は、除去工事開始前、除去の作業中、除去工事完了時において、原則、隔離養生区域の外側の近傍の4方向にて実施すること。なお、複数の工区に分けて除去工事を実施する場合は、原則、各工区ごとに実施すること。また、除去の作業中の環境調査については、除去の作業を開始する日に実施することとするが、1工区の除去の作業が1週間以上となる場合には、その後も、原則として1週間に1回以上の頻度で実施すること。

イ アの調査のほか、除去の作業中に集じん・排気装置の排気口付近、前室の出入口付近において調査を実施すること。また、隔離養生を解除する場合には、作業場内において調査を実施すること。

ウ ア及びイの除去の作業中の調査結果については、原則として調査実施日の翌々日の工事開始時まで把握すること。

(7) 緊急時の対応措置

ア 作業中の環境調査の結果において異常値(1本/リットルを超える値)が認められた場合や、隔離養生や集じん・排気装置の重大な不具合等が認められた場合には、直ちに除去の作業を中止して必要な対応措置を図るとともに、地域県政総合センター環境部へ報告すること。

イ アの緊急時における応急補修や緊急点検、必要に応じた環境調査等の実施等の対応措置や実施体制については、予め定めておくこと。

4 地域県政総合センター環境部への報告

(1) 大気汚染防止法の届出に伴い、次の事項について報告すること。

ア 建築物等の事前調査の実施者及び調査結果の概要

イ アスベスト使用箇所の詳細調査の実施者及び調査結果に応じた隔離養生における対応措置

ウ 除去工事の管理体制

エ 除去の作業における点検の実施内容、点検結果の記録を備え置く場所

オ 周辺住民等への周知の実施内容

カ 廃石綿等の処理を委託する特別管理産業廃棄物処分業者・収集運搬業者との委託契約書の写し及び当該業者の特別管理産業廃棄物処分業・収集運搬業許可証の写し

(2) 除去工事開始以降、環境調査等の結果の概要や周辺住民等への周知の実施状況については、速やかに地域県政総合センター環境部へ報告すること。

(3) 除去工事完了後14日以内に、環境調査等の結果概要、除去工事完了時の点検結果を地域県政総合センター環境部へ報告すること。

(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を特別管理産業廃棄物処分業者から返送を受けた後、速やかにその写しを地域県政総合センター環境部へ提出すること。

5 施行日

この指針は、平成 18 年4月1日から施行する。

この指針は、平成 18 年 10 月1日から施行する。

この指針は、平成 26 年6月1日から施行する。

## アスベスト除去工事に関する指導指針の解説

### 1 趣旨

アスベスト除去工事(以下「除去工事」という。)の適正な実施の確保に向け、大気汚染防止法に基づく作業基準の遵守徹底を図るため、国のマニュアル類の補完として、事業者が遵守すべき事項等を定める。

#### 【解説】

平成 17 年度に神奈川県が行った建築物のアスベスト除去工事の周辺環境調査において、一部の工事において高濃度の検出事案が発生し、原因究明の結果、事業者における大気汚染防止法に規定される作業基準への違反が認められたため、改善指導等を行った。

アスベスト除去工事に対しては、依然として周辺住民の不安感も大きい実態があり、今後も多数実施されることが見込まれるため、再発防止のためには、事業者において作業基準の遵守徹底を図るとともに、あわせて周辺住民への不安感の低減対応等が講じられる必要がある。

この指針は、本県で発生した過去の高濃度事案の原因を踏まえて平成 18 年3月に策定したものであるが、こうした事案の再発防止のため、大気汚染防止法に定める作業基準の遵守徹底を図るとともに、周辺住民に対する配慮を事業者に求めるためのものであり、既存の国のマニュアル類を補完するものである。

したがって、国のマニュアル類とあわせて指導していくことを前提としているので、事業者は、国のマニュアル類の内容を十分承知している必要がある。

国のマニュアル類とは、環境省及び厚生労働省が編集等を行った次のものを指す。

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(平成 26 年3月 環境省水・大気環境局大気環境課 編)・・・大気汚染防止法に規定されている特定粉じん排出等作業が適切に行われること等を目的として策定されたマニュアル

「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(平成 25 年3月 石綿漏洩防止徹底のための調査研究検討委員会 編)・・・労働者への石綿ばく露防止対策の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働大臣が公示した指針の運用上の留意事項等について、厚生労働省の委託事業としてとりまとめられたマニュアル

事業者において、この指針内容と同等以上の効果が期待できる取組を行う場合にあっては、予め地域県政総合センター環境部に説明し、指導を受ける必要がある。

### 2 対象

この指針による指導の対象となる事業者は、大気汚染防止法第18条の15第1項第2号の特定工事を施工する者とする。

なお、特定工事を施工する者と届出者が異なる場合は、この指針で規定する事項の遵守に当たり必要な協力が得られるよう届出者にこの指針を説明すること。

#### 【解説】

飛散性アスベストが使用されている建築物等の解体工事等については、大気汚染防止法上の特定工事として、発注者又は自主施工者による同法第 18 条の 15 第1項に基づく届出が必要である。この指針では、特定工事の施工に当たっての遵守事項に加えて、届出に先立って行う調査(3(1)の事前調査)等に関する遵守事項も規定しているため、特定工事を施工する者だけでなく施工

しようとする者も対象に含めている。

特定工事を施工する者と届出者である特定工事の発注者が異なる場合、この指針で規定する事前調査、周辺住民等への周知に関する対応等を的確に行うためには、発注者による一定の協力が必要と考えられる。平成 25 年の大気汚染防止法の改正により、同法上の解体等工事の受注者は事前調査の結果を発注者に説明しなければならないが、この指針については、それ以前のできる限り早い時期に説明することが望ましい。

### 3 遵守事項

#### (1) 事前調査

ア 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の事前調査に当たっては、建築士又はアスベストを含む建材の除去工事を熟知している者が当たること。

#### 【解説】

建築物等の解体・補修工事においては、石綿障害予防規則第3条及び大気汚染防止法第 18 条の 17 に基づいて事前の建築物等調査が行われ、この調査結果を元に、建築物等の中でのアスベスト使用箇所が把握され、労働安全衛生法令や建設リサイクル法、また大気汚染防止法の適用が判断される。

したがって、建築物等の解体工事を行う場合に事前調査は重要な意味を持っており、既存の設計図面類等をもとに吹付けアスベストや非飛散性アスベストの有無の確認、また必要に応じて現地確認を行う場合もある。このようなことから、調査実施者にとっては建築物の構造やアスベスト建材等に対する知識や工事施工の経験を有することが望ましいことから、「建築士又はアスベストを含む建材の除去工事を熟知している者」とした。また、例えば、既存の設計図面類が存在し、建築物等や除去箇所が小規模で単純な構造であることが明らかである場合や、当該建築物等の所有者が構造等を熟知している場合などは、建築士によらないで事前調査を行うことも考えられる。

これらの事前調査結果については、大気汚染防止法第 18 条の 15 第6号の届出時に添付を義務付けている「特定建築材料使用箇所を示す見取図」を作成するに当たり、適切な事前調査が行われたことを説明する資料として、調査実施者と結果概要について、地域県政総合センター環境部に提出することとした。

国のマニュアル類にも記載があるとおり、建築物等の事前調査においては、「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(日本石綿協会:平成 17 年4月)を参考とする必要がある。

なお、配管やダクト類として使用されているアスベスト含有保温材の除去や補修のみの工事のように、建築物等の事前調査が不要な場合にあっては、この規定は適用しない。

この条項にあっては、事前調査の実施が石綿障害予防規則第3条に規定されている内容を基本としているため、事業者等への過大な負担を求める内容ではない。

イ 建築物等のアスベスト使用箇所の調査に当たっては、設計図面や現地調査をもとに、天井や床面、壁等における貫通部分や隙間、外部への開口部等の状況、内装材の施工状況や内部の堆積物の状況等を把握すること。

#### 【解説】

ここでは、隔離養生を的確に実施する際の除去箇所に対する事前の詳細調査の要点や注意事項を例示している。

具体的には、上下階や隣室、建物外部等との貫通部分や隙間、換気口、ダクト類、ダムウエイタ

一、ケーブル類の導入口等を把握することや、内装材については、堆積物や付着物の状況を把握する必要がある。

これは、アの規定とともに過去の高濃度案件の原因究明結果を踏まえた再発防止のための規定であり、作業基準の遵守徹底のためには、建築物等や除去工事箇所に対する的確な調査を行うことが重要であることを、改めて示したものである。

なお、この調査についても、前項と同様に建築士等の知見や経験を有する者による現地調査を行うことを原則としている。

この調査の実施者と、調査結果をもとにした隔離養生における対応方法については、届出における添付資料として地域県政総合センター環境部に提出することとしている。

なお、この条項は、高濃度案件の再発防止のために、作業基準に規定される隔離養生を適正に行う際に必要となる調査の実施を求めるものである。

ウ 除去工事が行われる敷地の周辺住民等の状況を把握すること。

#### 【解説】

建築工事や解体工事にあつては、工事車両の通行や騒音・粉じんの発生等もあるため、通常、事前に周辺住民への説明のために現地の状況把握が行われているが、アスベスト除去工事のみである場合は、行われていない場合もある。

この指針においては、周辺住民等に対して除去工事の内容を周知することを求めているため、周辺住民の状況や町内会の状況等を把握しておくことを規定している。

なお、調査の内容としては、周辺の住居の所在、位置関係、町内会の区域や会長等であり、地図や現地調査のほか、地元市町村から情報収集し、調査結果は地図等に記録しておく必要がある。

#### (2) 除去工事の管理体制

作業基準の遵守徹底や環境調査等の実施、緊急時の対応、周辺住民等への周知等を行うため、必要な体制を整備すること。

#### 【解説】

除去工事の実施に当たり、適切な管理体制を整備する必要があるが、特に、作業基準の遵守徹底のためには、隔離養生や機器装置類、資材や薬剤等の日常的な管理・監視が重要であるので、労働安全衛生法第14条の規定に基づいて選任される作業主任者による管理体制を明確にしておく必要がある。なお、ここでいう「環境調査等」とは、この指針3(6)に示す「環境調査等」を指す。

あわせて、緊急時の対応や周辺住民等に対する周知の実施、問い合わせや苦情への対応等についても体制を確保し、事務所等に掲示されている管理体制表等にも記載しておく必要がある。

なお、こうした周知や問い合わせ対応等については、発注者と協力した体制を確保することが望ましい。

#### (3) 作業基準の遵守徹底のための対応

ア 除去工事の掲示板については、除去工事におけるアスベストの除去作業(以下「除去の作業」という。)を開始する概ね1週間前までに、周辺住民等に対して見やすい場所に設置すること。



【解説】

アスベスト除去工事については、周辺住民等に対して工事内容を開示するため、大気汚染防止法上の作業基準として掲示板の設置が規定されている。

しかし、掲示板の設置の時期については、特に定めがないため、過去の高濃度案件の際の周辺住民等の要望を踏まえ、また周知期間も考慮し、除去の作業を開始する概ね1週間前までに設置することとしている。

イ 除去工事の実施に当たっては、作業主任者が準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において作業基準が常に遵守されているか点検し、点検結果を記録すること。

【解説】

過去の高濃度案件の原因究明の結果、再発防止のためには作業基準の遵守状況に対する日常的な点検確認が重要である。

このことを踏まえ、除去工事の準備段階、始業時、作業中の随時、終業時、完了時等において、工事箇所の構造や規模、吹付けアスベストの状況等といった工事箇所の詳細調査結果に基づき、国のマニュアル類に記載されている内容をもとに点検すべき事項を定め、作業主任者はこれらの点検事項について、それぞれの時点で、また除去の作業中にあつては適宜点検を行い、必要な措置を講じるとともに、その結果を記録しておく必要がある。なお、記録にあつては、日報等によることとしても差し支えない。

各時点での点検結果や対応措置の記録は、立入検査時等に確認する場合があるので、現場事務所等に備え置いておく必要がある。

ウ 作業基準の遵守状況の点検を行う事項としては、隔離養生の不具合の発生の有無、集じん・排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、湿潤化薬剤や飛散防止薬剤の散布状況、除去物・撤去資材の取扱状況等を基本とすること。

【解説】

ここでは、過去の高濃度案件の原因を踏まえた点検事項について例示している。

準備段階にあつては、集じん・排気装置の能力やヘパフィルタ使用時間、養生シートに無理な力が加わらないような施工方法や補強措置、隔離養生を行う作業区域を必要以上大きくしないこと、隔離養生区域内の気流が適切に流れるように集じん・排気装置を配置すること、吹付けアスベストの施工状況に応じた薬剤量や散布装置を選定すること等である。

始業時にあつては、集じん・排気装置の能力やフィルタ類の交換状況、前室や養生シートの施工状況、薬剤等の準備状況等である。なお、始業時においては作業員に対し、養生シートの状況に不具合等があれば直ちに作業主任者等に報告するよう指示しておく。

また、除去の作業に伴って、天井や壁等において新たに貫通部分が発見される場合もあるため、作業主任者等による作業中の監視により、隔離養生の確保に十分に注意を払う必要がある。

除去の作業中にあつては、具体的には、除去の作業に伴って養生シートへの異常が発生していないか、除去に伴って養生シートの固定部分が剥離するなど開口部等が生じていないか、フィルタの目詰まりの有無や交換頻度の監視、薬剤散布量が不足していないか、廃材、除去物等の廃棄物が適正に保管されているか、また適時搬出されているか等である。なお、点検頻度は、現地の状況や除去の作業の進め方にもよるが、作業員の休憩時に点検する等が考えられる。

なお、やむを得ず集じん・排気装置を除去箇所の外部に設置する場合は、フィルタの交換や目

詰まりの点検を行う際においても隔離養生が確保されるよう、十分注意する必要がある。

終業時にあっては、除去工事対象部分が完全に除去されたか、養生シートの状況や除去物の処理・袋詰め状況、飛散防止薬剤の散布状況等である。

完了時にあっては、完全に除去が行われ飛散防止薬剤が確実に散布されたのちに隔離養生が解除されたか、廃棄物の搬出等が適切に行われたか等である。

以上については、点検結果や対応措置を記録しておく。

エ アスベストの付着のおそれがある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講じること

#### 【解説】

事前調査により、吹付けアスベストの施工箇所が内装材に覆われている場合は、内装材の表面の堆積物や付着物には、目視できなくともアスベスト繊維が含まれているおそれがある。

したがって、内装材の除去工事に伴って堆積物等が飛散することや、内装材の撤去工事の際に吹付けアスベスト施工箇所の表面を損傷することもあるので、これらの工事に当たっては国のマニュアル類に基づき、隔離養生区域内で実施する必要がある。(参考:石綿障害予防規則第6条)

ここで撤去された廃材等については、飛散防止薬剤やHEPAフィルタを装備した真空掃除機にて表面の付着アスベストを十分に除去した上で隔離養生区域外へと搬出し、分別処理する必要がある。

なお、大気汚染防止法においては、特定建築材料の施工箇所の表面を損傷する等のおそれのない内装材の撤去工事のみでは届出対象とならないが、通常、除去工事の一環として実施されている実態を踏まえ、作業基準を遵守徹底する必要がある。

#### 【参考】

天井裏に吹き付けられた石綿等の除去に伴い、あらかじめ当該石綿等の下に施工されている天井板(石綿を含有しないものを含む。)の除去作業を行う場合には、当該天井板の上面に長年にわたり堆積した石綿等の粉じんが飛散すること、又は天井裏に吹き付けられた石綿等が損傷を受けることにより石綿等の粉じんが発散することがあるので、当該作業においても本条に基づき作業場所を隔離する必要があること。(石綿障害予防規則の施行について第6条関係 平成17年3月18日基発第0318003号 厚生労働省労働基準局長)

オ 作業基準に不適合な状況が認められた場合には、直ちに補修や点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、対応措置等について記録すること。

#### 【解説】

作業基準に不適合な状況が認められた場合は、直ちに除去の作業を中止した後、隔離養生の補修や、前室が負圧に保たれているかの点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、実施した対応措置等について記録すること。

集じん・排気装置は、運搬中の振動等により、筐体の変形やフィルタ取付金具のゆるみ等による不具合が生じることがあるので、パーティクルカウンターやスモークテスターによる点検が重要である。

カ 除去の作業が2日以上工期となる場合は、除去の作業の終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内のアスベストが外部へ飛散しないよう、必要な対策を講じること。

【解説】

除去の作業の終業時には、ウに規定した終業時の点検が必要であるが、隔離養生区域内には養生シートの内側や集じん・排気装置のフィルタ部分、作業機材や保管されている廃材や袋詰めされた除去物が仮置きされている場合もあるため、飛散防止対策を確実に実施する必要がある。

具体的には、飛散防止薬剤による処理やヘパフィルタを装備した真空掃除機による処理を行う必要がある。また、前室を閉鎖することや、念のために集じん・排気装置の能力を調整し、管理体制を整えた上での終夜運転を実施することも考えられる。

なお、これらの終業時から始業時までの措置と点検結果についても記録しておく。

(4) 隔離養生の適合性確認

隔離養生が完了して除去の作業を開始する際には、地域県政総合センター環境部による作業基準への適合状況について確認を受けること。

【解説】

法に定める作業基準の遵守状況を確認するため、隔離養生の完了時には、事業者は、地域県政総合センター環境部による確認を受ける必要がある。そのため、事業者においては、完了時期の見通しが立った段階で、予め、地域県政総合センター環境部に対し、確認を受ける完了予定日を連絡するとともに、当日は隔離養生の点検結果等に関する資料を準備しておくことが望ましい。

ただし、既存の設計図面類が存在し、建築物や除去箇所が小規模で単純な構造であることが明らかである場合は、地域県政総合センター環境部の判断で、現地確認の代わりに、自主点検結果や現地の写真等の資料等の提出による書面確認とする場合がある。

(5) 周辺住民等への周知

除去の作業を開始する概ね1週間前までに、周辺住民や地元市町村等に対し、工事内容やスケジュール等を周知すること。

【解説】

工事箇所に掲示板を設置することについては、大気汚染防止法上の作業基準において掲示が義務付けられている。

一方、過去の高濃度案件においては、掲示板の設置がなされていたとしても、必ずしも周辺住民が注意を払っているわけではなく、周辺住民への工事の周知が十分になされていなかったことが判明しているため、通常の建築工事等と同様に、掲示板の設置にあわせて、周辺住民等への事前の周知を求めるものである。

ここで周知の対象となる周辺住民等とは、工事によって影響が想定される敷地に接した地域に居住している住民を中心とし、必要に応じて町内会長が含まれるが、地域の状況も含め、事業者が情報収集し判断する必要がある。

なお、工事箇所が他市町村との境界に近く、周辺住民等に隣接市町村の住民が含まれる場合には、地元市町村とともに隣接市町村に対しても周知する。

例えば、規模が小さな工事の場合の周辺住民としては、集じん・排気装置の排気による影響を受ける方向や、あるいは工事箇所の近傍であって、敷地が隣接している住居の住民が考えられ、

規模が大きな場合の周辺住民としては、状況に応じて、工事箇所が属する地域の町内会の住民や町内会長が考えられる。

また、周辺住民に対する周知方法については、現場の規模や態様、地元の状況が様々であるので、説明会や各戸訪問による説明、チラシ配布、回覧板利用等の各戸に周知が図られる方法が考えられる。

事前説明が必要となる内容を例示したが、工事の管理体制をはじめ、作業基準の遵守徹底の方法や工事工程スケジュール、苦情等の受付担当といった、通常の建築工事において行われる事前説明の内容が基本となると考えられる。

なお、事前説明は、周知期間や掲示板の設置時期等も考慮し、原則として1週間前までに行うこととした。

#### (6) 環境調査等

ア 環境調査は、除去工事開始前、除去の作業中、除去工事完了時において、原則、隔離養生区域の外側の近傍の4方向にて実施すること。なお、複数の工区に分けて除去工事を実施する場合は、原則、各工区ごとに実施すること。また、除去の作業中の環境調査については、除去の作業を開始する日に実施することとするが、1工区の除去の作業が1週間以上となる場合には、その後も、原則として1週間に1回以上の頻度で実施すること。

#### 【解説】

環境調査の目的は、建築物の解体等現場において、予期せぬ箇所から石綿の飛散が確認されたことから、建築物の解体等作業による敷地境界等からの石綿飛散状況を確認し、その結果、石綿の飛散が確認された場合には、その原因を迅速に特定し、対策を講じることにより、一般大気環境周辺への石綿の飛散を防止することにある。(国のマニュアル類)

このことから、隔離養生の適正な施工等作業基準の遵守状況確認のために、除去工事を行う敷地の境界(敷地が広く、作業場の直近で多数の人の通行がある場合等については敷地境界の内側の施工区画境界)を環境調査の地点とした。

過去の高濃度案件においては、自主測定結果により、周辺環境において高濃度が発生していた期間が推定され、また、応急対策による改善効果の確認等がなされるなど、実際に自主測定結果が対策を行う上での有効なデータとして活用されたが、基本的には、除去工事を行う際の作業基準の遵守状況の確認において活用がなされる必要がある。

そこで、実際の除去工事において環境調査は、ほとんど全てで実施されているという実態があるが、効果的に行うためには、除去の作業の初期の段階である初日に行って早期に結果を把握し、隔離養生の状況を確認する必要がある。

また、除去工事を複数工区に分割して実施する場合において、隔離養生の条件や方法が全く異なる場合などは、工区ごとに分けて実施することを原則とする必要がある。

なお、除去面積等の規模が大きいため長期間の工期となる場合については、隔離養生や集じん・排気装置の機械的な不具合等の発生のおそれもあるため、除去の作業中の環境調査にあっては1週間に1回以上の頻度で実施することを原則とする。

また、小規模の除去工事等にあっては、現地の状況に応じて、除去工事開始前と除去工事完了時の環境調査を、2箇所で行うことでも差し支えないこととする。

これらの環境調査の実施に当たって原則としたのは、除去工事箇所の状況は、多種多様であるために、複数工区であっても除去面積が小規模であることや工区は別でも実質的に同一の管理が実施される場合など、事業者にあっては現場の実情を考慮した上で効果的な周辺環境調査等となるよう配慮する必要があるためである。

環境調査の結果、異常値が測定された場合は、測定値に対する不純物の影響の有無の確認が必要である。確認に当たっては、対象となる石綿繊維数を適正に測定できる方法について測定会社と事前に取り決めておく等、準備をしておく必要がある。

イ アの調査のほか、除去の作業中に集じん・排気装置の排気口付近、前室の出入口付近において調査を実施すること。また、隔離養生を解除する場合には、作業場内において調査を実施すること。

【解説】

国のマニュアル類においても実施が記載されているが、作業場内の負圧の確保や集じん・排気装置のフィルタ管理の検証等、作業基準の遵守状況の確認のために実施が必要である。

なお、隔離養生を解除する場合の作業場内の調査にあつては、除去の作業が確実に完了し、飛散防止措置として散布された飛散防止薬剤の効果やヘパフィルタを装着した真空掃除機による付着物の除去効果、作業場内の様々な箇所に浮遊しているアスベスト濃度が十分に低くなったことを確認するものであるため、調査結果を迅速に把握するとともに、結果を確認した後に隔離養生の解除を行うことが望ましい。

ウ ア及びイの除去の作業中の調査結果については、原則として調査実施日の翌々日の工事開始時までには把握すること。

【解説】

環境調査等の結果は、隔離養生が適切に行われていることを検証するためのものであるため、できるだけ早期に結果を確認し、万が一、異常値等が認められた場合は、予め策定した緊急時の対応措置に基づいて、作業中断や緊急点検等といった対応措置を速やかに講じる必要があることから、調査実施日の翌々日の工事開始時までには把握することとしたものである。

このため、事業者は環境調査等を専門業者に委託する場合は、このことが遵守されるよう、速報値を直ちに知らせることを事前に当該専門業者に要請しておくことが必要である。

なお、除去工事が小規模であつて、調査結果が判明する前に完了してしまう場合は、ウは適用しないが、調査結果については速やかに把握することが望ましい。

(7) 緊急時の対応措置

ア 作業中の環境調査の結果において異常値(1本/リットルを超える値)が認められた場合や、隔離養生や集じん・排気装置の重大な不具合等が認められた場合には、直ちに除去の作業を中止して必要な対応措置を図るとともに、地域県政総合センター環境部へ報告すること。

【解説】

環境調査結果が異常値であった場合は、直ちに事業者は次の条項で定めた緊急措置を図るとともに、届出先の地域県政総合センター環境部へ報告する必要がある。

なお異常値とは、国のマニュアル類の3.15.2 敷地境界(施工区画境界)等における大気濃度測定方法の例(6)評価方法に示された1本/リットルを超える値とした。

また、隔離養生等の重大な不具合等とは、除去の作業の事故に伴って養生シートに大きな破断

が生じて修復に時間がかかる状態となることや、集じん・排気装置のヘパフィルタが正しく装着されていない事象等が発見された場合が考えられる。

これらの緊急時においては、直ちに緊急点検や不具合箇所への緊急補修等の措置を講じるとともに、地域県政総合センター環境部へ報告し、指導を受ける必要がある。

イ アの緊急時における緊急補修や緊急点検、必要に応じた環境調査等の実施等の対応措置や実施体制については、予め定めておくこと。

【解説】

緊急時の対応方法については、迅速・的確な措置が講じられるよう、除去の作業を開始する前までに定めておくとともに、実施体制を確保しておく必要がある。

異常値が認められた場合の対応措置としては、例えば、直ちに工事を中止し、隔離養生の再点検を行うこと、また、隔離措置や集じん・排気装置等に不具合が認められない場合には、工事対象箇所の周辺部分に対しても追加的に隔離養生を施工する等の緊急対策を行うことが考えられる。

隔離養生等の重大な不具合を発見した場合には、直ちに工事を中止して周辺部分への追加的な隔離養生を行うことや、不具合を発生した装置の使用を中止し、速やかに交換することが考えられる。

以上の対応措置とあわせて、直ちに地域県政総合センター環境部へ通報して指導を受ける必要がある。

また、対応措置を行った場合には、その効果を確認するために、緊急的な環境調査等を実施して、その結果については、できるだけ早期に把握する必要がある。

これらの対応に必要な資材や装置類については、現場での予備品による対応が困難な場合も想定されるので、速やかに確保できるよう手配しておくことが望ましい。

また、これらの事実関係や対応状況については、速やかに発注者等へ報告するとともに、必要に応じ、周辺住民等に対しても情報提供を行う必要がある。

4 地域県政総合センター環境部への報告

(1) 大気汚染防止法の届出に伴い、次の事項について報告すること。

ア 建築物等の事前調査の実施者及び調査結果の概要

イ アスベスト使用箇所の詳細調査の実施者及び調査結果に応じた隔離養生における対応措置

ウ 除去工事の管理体制

エ 除去の作業における点検の実施内容、点検結果の記録を備え置く場所

オ 周辺住民等への周知の実施内容

カ 廃石綿等の処理を委託する特別管理産業廃棄物処分業者・収集運搬業者との委託契約書の写し及び当該業者の特別管理産業廃棄物処分業・収集運搬業許可証の写し

【解説】

特定工事を施工する者と届出者が異なる場合は、発注者が届出者であるが、(1)の報告事項は、当該届出と同時に報告を行うこととする。なお、カにあっては、届出時点で揃わない場合は、着工前までに提出することとする。また、届出時には、特定粉じん排出等作業の方法など、作業基準の遵守に関する内容について説明できる者が同席することが望ましい。

アは、3(1)アの事前調査の実施者と結果概要について、イは、3(1)イの工事箇所の詳細調査の

実施者と調査結果に応じた隔離養生における具体的な施工上の対応方法について、それぞれ書面で添付する必要がある。これらは、届出書類の審査において適切な隔離養生が施工されることの確認のための資料として提出を求めるものである。

なお、特定工事を施工する者と届出者が異なる場合は、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項の規定により発注者に対して、解体等工事に係る調査について書面を交付して説明することとされているため、アはその概要で差し支えない。

配管やダクト類として使用されているアスベスト含有保温材の除去や補修のみの工事のように、建築物等の事前調査が不要な場合にあっては、建築物等の事前調査結果に関する資料は添付不要である。

ウについては、作業基準の遵守を担保するための管理体制や周辺住民等への対応体制について確認するための資料として提出を求めるものである。

エについては、作業基準の遵守徹底の状況について立入検査時に確認を行うために記録を備え置く場所を明らかにすることを求めるものである。

オについては、周辺住民等への説明内容や時期等について確認するための資料として提出を求めるものである。

カについては、廃石綿等の適正な処分の計画を確認するための資料として提出を求めるものである。

(2) 除去工事開始以降、環境調査等の結果の概要や周辺住民等への周知の実施状況については、速やかに地域県政総合センター環境部へ報告すること。

【解説】

環境調査等については、結果が得られ次第、地域県政総合センター環境部へ報告すること。

除去の作業を開始する前の周辺住民等への周知の実施状況については、終了次第、地域県政総合センター環境部へ報告すること。

(3) 除去工事完了後14日以内に、環境調査等の結果概要、除去工事完了時の点検結果を地域県政総合センター環境部へ報告すること。

【解説】

(3)に定める報告については、除去工事の完了後 14 日以内に、環境調査等の結果及び工事完了時点の点検結果を地域県政総合センター環境部へ行うこと。

(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を特別管理産業廃棄物処分業者から返送を受けた後、速やかにその写しを地域県政総合センター環境部へ提出すること。

【解説】

(4)で提出することとしている産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、廃石綿等が中間処理された場合はD票が、最終処分された場合は同じくE票が特別管理産業廃棄物処分業者から返送される。事業者は、工事から発生した廃石綿等の適正な処分が行われたことを確認することが重要である。受け取った後は、その写しを速やかに地域県政総合センター環境部へ提出すること。ファクシミリによる提出でもよい。

電子マニフェストを使用した場合は、情報処理センターの電子マニフェストシステムで処分終了が確認できる資料を出力して提出すること。

なお、(2)から(4)に関して、特定工事を施工する者と届出者が異なる場合は、大気汚染防止法に基づく届出に伴う報告事項として、周辺住民への周知の実施内容や除去工事の管理体制等があることから、届出者である発注者に対しても、周辺住民への周知の実施状況及び環境調査等に係る対応状況について、その内容に関わらず報告することが必要である。

5 施行日

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

この指針は、平成18年10月1日から施行する。

この指針は、平成26年6月1日から施行する。

【解説】

改正指針の施行前に届出が行われた特定工事については、改正前の指針を適用する。